

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	No. 79 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定		
根拠条例等の名称・根拠条項	<p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項及び第 51 条の 17 第 1 項第 1 号</p> <p>【指定一般相談支援事業者】</p> <p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）</p> <p>【指定特定相談支援事業者】</p> <p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）</p>		
所管部室課名	福祉部福祉指導監査室		
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号、第 51 条の 19、第 51 条の 20、及び上記の厚生労働省令等の規定による。		
標準処理期間等	<p>【申請期間】</p> <p>申請者が、指定を受けようとする月の前々月の 20 日から前月の 10 日までを申請期間とし、毎月 1 日付けの指定を行うものとする。</p> <p>【標準処理期間】</p> <p>上記の申請期間中に、事業者からの指定の申請の受付を行い、指定を行う月の前月の末日までに審査を行い、翌月 1 日付けの指定を行うものとする。</p>		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部福祉指導監査室	申請者が指定を受けようとする月の前月の末日まで
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考	<p>1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は、含まない。</p> <p>3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容</p>		

	を変更するために要する期間等は、含まない。
最近改正年月日	令和 2 年 4 月 1 日（中核市移行に伴い指定一般相談支援事業者の指定について定める必要があるため改正。）